

# 新型コロナウイルス感染症について

保健福祉部 (R2. 2. 19)

## 1 発生の状況

### (1) 道内の発生状況

	確定日	年代	性	居住地	症状経過	入院状況	濃厚接触者の状況
1	1/28	40代	女性	中国武漢市	全快	退院	2名特定 健康観察終了
2	2/14	50代	男性	石狩振興局 管内	入院 治療中	入院中	43名特定し、健康 観察中 引き続き調査中
3	2/19	40代	男性	札幌市	資料2のとおり		
4	2/19	60代	男性	渡島総合振 興局管内	資料3のとおり		

### (2) 国内の発生状況 (厚生労働省発表)

2月18日までに確認されている患者は59名 (※)

(※) その他14名の無症状病原体保有者が確認されている。

また、2月18日現在、クルーズ船に対する検疫により、542人について陽性確認。

## 2 国の対応

- (1) 着実な検疫の実施及び強化 (全ての航空便において質問票の配布、機内アナウンスの拡大、健康カードの配布等の強化)
- (2) 国内における感染拡大防止に向けた対策の強化 (地方自治体、医療機関と連携、地方衛生研究所での検査)
- (3) 国民への情報提供 (宿泊施設への周知、国民向けQ & A)
- (4) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症 (感染症法第6条) 及び検疫感染症 (検疫法第2条第3項) に指定
- (5) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。
- (6) 2月9日、地方衛生研究所における検疫業務 (クルーズ船) に関連する検査への協力依頼
- (7) 2月12日、新型コロナウイルス感染症に関する流行地域に浙江省を追加
- (8) 2月13日、無症状病原体保有者の入院を措置対象へ追加
- (9) 2月15日、都道府県に対し「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」の更なる充実について依頼。
- (10) 2月17日、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、感染症に関する行政検査の対象者を取りまとめた旨通知。
- (11) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。
- (12) 2月18日、無症状病原体保有者の退院及び就業制限の取扱いを変更。

### 3 道の対応（保健福祉部）

- (1) 道立保健所を通じ、医療機関へ国の通知に基づき発生時対応を通知。指定感染症としての届出基準、検査対応等について順次周知徹底。
- (2) 新型コロナウイルス検査を道立衛生研究所で実施する体制整備（1月30日から検査可能）
- (3) 道民等の皆様への情報提供、注意喚起
  - (ア) ホームページ等により道民の皆様への情報提供  
Q & A、休日夜間の電話対応開始
  - (イ) 多数の方々が利用する宿泊施設、飲食店、遊技施設等への注意喚起を徹底し、北海道外国人相談センターへの協力を依頼。  
1月22日、宿泊施設、関係団体等（宿泊者への対応等）、外国人相談センター  
1月23日、観光関係団体等  
1月30日、宿泊施設、観光関係団体等（衛生管理等）  
1月30日、交通事業者への衛生管理徹底  
2月10日、宿泊施設等関係団体、観光関係団体（帰国者・接触者相談センターの周知等）
  - (ウ) 保健所等による相談対応  
1月30日 休日・夜間の電話対応の開始（相談件数は別表参照）
- (4) 1月29日、厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急要望書」提出
- (5) 関係会議の開催状況
  - 1月23日 庁議
  - 1月24日 緊急保健所長会議
  - 1月24日 感染症危機管理対策本部幹事会開催
  - 1月28日 " 本部設置、第1回本部会議開催
  - 1月31日 " 第2回本部会議開催
  - 1月31日 緊急保健所長会議
  - 2月 7日 感染症危機管理対策本部 第3回本部会議開催
  - 2月14日 " 第4回本部会議開催
- (6) 2月 7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備